

福井県公共施設等総合管理計画

福井県

平成 28 年 3 月

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
I 計画の目的、対象施設、期間	・・・・・・・・	2
1 計画の目的		
2 計画の対象施設		
3 計画期間		
II 公共施設等の現状および今後の見通し	・・・・・・・・	3
1 公共施設等の保有量および老朽化の状況	・・・・・・・・	3
(1) 公共施設		
(2) インフラ施設		
2 本県人口の今後の見通し	・・・・・・・・	9
3 本県の財政状況	・・・・・・・・	10
(1) 歳入の状況		
(2) 歳出の状況		
4 公共施設等の更新等経費の見通し	・・・・・・・・	11
(1) 公共施設		
(2) インフラ施設		
III 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	・・・・・・・・	13
1 現状や課題に関する基本認識	・・・・・・・・	13
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	・・・・・・・・	14
(1) 公共施設		
①全体的な考え方		
②施設類型ごとの考え方		
(2) インフラ施設		
①全体的な考え方		
②施設類型ごとの考え方		
IV 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制	・・・・・・・・	30
1 全庁的な推進体制の整備		
2 公共施設等に関する情報の一元化		
3 個別施設計画の策定		

はじめに

我が国の国民生活や社会経済活動の基盤である「インフラ」は、高度経済成長期以降、集中的に整備され、今後、老朽化の割合が加速度的に増加するといわれています。

これらインフラの老朽化に的確に対応するため、国は、平成 25 年 11 月に、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象とした「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとしました。

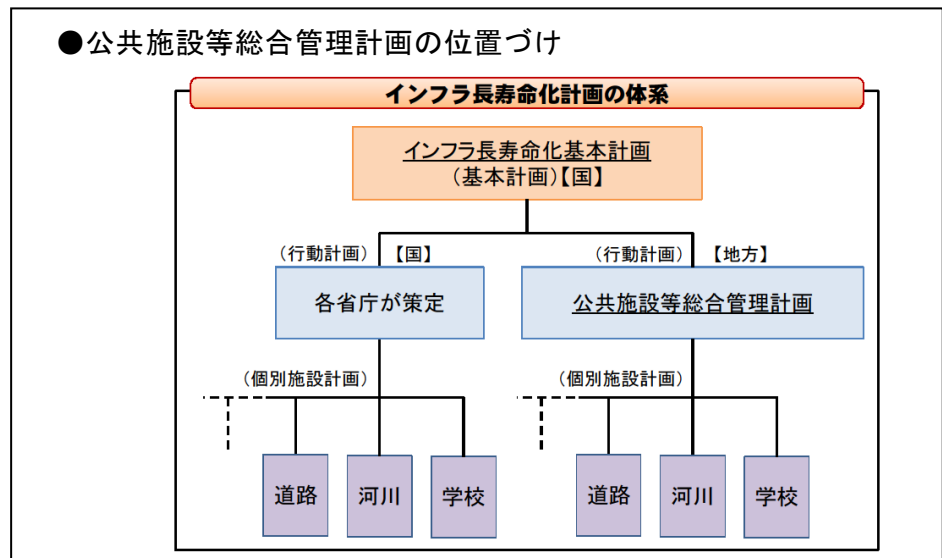
各インフラを管理・所管する者は、この基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組みの方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされています。

国（総務省）は地方公共団体における取組みを推進するため、行動計画として位置付ける「公共施設等総合管理計画」の策定をすべての地方公共団体に要請しました。

本県では、県庁舎や合同庁舎、健康福祉センター、土木事務所などの庁舎、恐竜博物館、図書館など県民の利用を目的とする施設、高等学校、警察署、県営住宅、職員住宅、病院などの建物のほか、道路や河川などの土木施設、農業水利施設や治山施設などの農林漁業施設、公営企業が管理する水道施設など、多種多様な公共施設等を保有・管理し、これを活用して様々な行政サービスを県民に提供しています。

行政サービスを将来にわたり適切に提供し続けるためには、公共施設等の老朽化や利用状況などの実態のほか、人口の推移や財政状況など取り巻く環境について、現状や課題を的確に把握・分析し、これを踏まえて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、機能を十分に発揮させることが必要です。

このため、「福井県公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置の実現に努めていきます。



I 計画の目的、対象施設、期間

1 計画の目的

本計画は、本県が保有する公共施設等の更新等を着実に推進するために、その老朽化状況や利用状況を把握し、これを踏まえた適切な管理を通して、行政サービスの水準の確保および今後の財政負担の軽減・平準化を図ることを目的としています。

2 計画の対象施設

庁舎、学校等の建物のほか、道路橋梁、農業水利施設等のインフラ施設、病院、水道事業等の公営企業に係る施設など、本県が保有するすべての公共施設等を対象とします。

以後、本計画では、庁舎や学校等、公有財産台帳に登録のある建物および公営企業で管理する病院を「公共施設」と呼び、土木施設、農林漁業施設等の「インフラ施設」と区分します。

3 計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等により、内容の修正が必要となった場合には、適宜見直しを行い、実効性のある計画に改めます。

Ⅱ 公共施設等の現状および今後の見通し

1 公共施設等の保有量および老朽化の状況

(1) 公共施設

本県が保有する公共施設は、平成27年3月末現在、531施設、2,565棟、延床面積の合計は、約157万㎡となっています。

保有状況

【部局別】

	総数	内 訳（「割合」は左記総数に占める割合）									
		知事部局		教育庁		警察本部		公舎・職員住宅		病院	
			割合		割合		割合		割合		割合
施設数	531	210	39.5%	63	11.9%	160	30.1%	96	18.1%	2	0.4%
棟数	2,565	985	38.4%	1,163	45.4%	201	7.8%	205	8.0%	11	0.4%
延床面積(㎡)	1,574,872	650,895	41.3%	647,650	41.1%	83,554	5.3%	83,275	5.3%	109,498	7.0%

【用途別】

用途	主な施設	施設数	棟数	延床面積	
				面積(㎡)	割合
庁舎等	事務庁舎 県庁舎、議事堂、合同庁舎 健康福祉センター、土木事務所 等	39	217	123,319	7.8%
	産業系施設 試験研究機関、サンドーム福井 産業情報センター、産業会館 等	30	289	165,322	10.5%
	福祉・医療系施設 こども療育センター、看護専門学校 ふくい健康の森、社会福祉センター 等	10	34	46,497	3.0%
	教育・文化系施設 児童科学館、恐竜博物館、美術館 音楽堂、青年の家、図書館 等	32	140	181,293	11.5%
	スポーツ施設 福井運動公園、クレー射撃場、武道館 馬術競技場 等	7	50	32,824	2.1%
	その他 原子力防災センター、自然公園 都市公園 等	96	269	48,941	3.1%
	小 計		214	999	598,196
県立学校	高等学校、特別支援学校	43	1,054	552,284	35.1%
警察施設	警察本部庁舎、警察署、交番 警察学校、運転者教育センター 等	160	201	83,554	5.3%
県営住宅	町屋団地、清水グリーンハイツ 御幸タウン、北日野団地 等	16	95	148,065	9.4%
公舎・職員住宅	公舎、職員住宅	96	205	83,275	5.3%
病院	県立病院、すこやかシルバー病院	2	11	109,498	7.0%
合 計		531	2,565	1,574,872	100.0%

出典：福井県公有財産台帳（H27.3.31現在）他

老朽化の状況

本県が保有する公共施設のうち、建築後 30 年以上を経過している建物の延床面積は、全体の 45%（約 71 万㎡）となっています。

現在の建物をそのまま保有し続けた場合には、10 年後に 70%、20 年後に 90%を超える建物が 30 年以上を経過することになります。

また、最長の法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める耐用年数）である 50 年を超過する建物も、10 年後には約 20%となり、老朽化への対応は急務となっています。

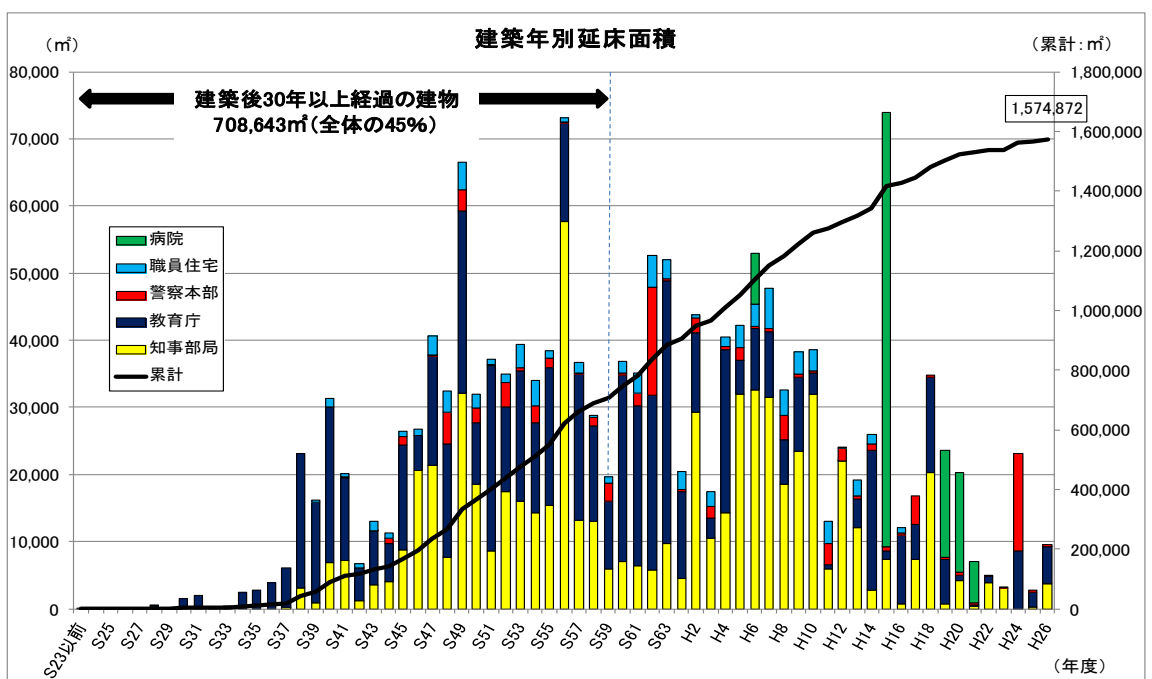
【建築後30年以上経過する建物の割合】

(部局別)

	延床面積計(㎡)	平成27年3月末現在		10年後		20年後	
		延床面積(㎡)	割合	延床面積(㎡)	割合	延床面積(㎡)	割合
知事部局	650,895	298,827	46%	450,909	69%	607,142	93%
教育庁	647,650	352,084	54%	535,115	83%	603,288	93%
警察本部	83,554	24,774	30%	50,539	60%	62,458	75%
公舎・職員住宅	83,275	32,958	40%	58,758	71%	83,275	100%
病院	109,498	0	0%	7,659	7%	72,348	66%
計	1,574,872	708,643	45%	1,102,980	70%	1,428,511	91%

(用途別)

	延床面積計(㎡)	平成27年3月末現在		10年後		20年後	
		延床面積(㎡)	割合	延床面積(㎡)	割合	延床面積(㎡)	割合
庁舎等	598,196	234,967	39%	393,300	66%	560,067	94%
県立学校	552,284	324,832	59%	476,715	86%	509,332	92%
警察施設	83,554	24,774	30%	50,539	60%	62,458	75%
県営住宅	148,065	91,112	62%	116,008	78%	141,031	95%
公舎・職員住宅	83,275	32,958	40%	58,758	71%	83,275	100%
病院	109,498	0	0%	7,659	7%	72,348	66%
計	1,574,872	708,643	45%	1,102,980	70%	1,428,511	91%



出典：福井県公有財産台帳（H27.3.31現在）他

(2) インフラ施設

県では、地域住民の生活環境の向上、地域経済の活性化や産業振興、自然災害の脅威に対する県民の安全・安心の確保等を図るため、これまで、道路や河川、農業水利施設、水道施設などのインフラを積極的に整備し、現在、次のとおり施設を保有しています。

保有状況

区分		施設の状況			
土木施設	道路施設	県管理道路（舗装） 橋梁（橋長2m以上） トンネル シェッド	2,097.2km（舗装率96%） 2,332橋 136トンネル 139箇所		
	河川施設	県管理河川 排水機場 水門 樋門 閘門	24水系、190河川、延長1,234km 6箇所 12施設 16施設 1施設		
	ダム施設	7ダム			
	砂防関係施設	砂防施設（砂防堰堤） 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設	2,145基 28箇所 456箇所 7箇所		
	海岸保全施設		水管理・国土保全局所管 25海岸	港湾局所管 5海岸	計 30海岸
		護岸・堤防 突堤 離岸堤（人工リーフ含）	18.3km 2.2km 14.7km	23.7km 4.8km 3.9km	42.0km 7.0km 18.6km
	下水道施設	処理場 ポンプ場 管路施設	1箇所 6箇所 74,326m		
	港湾施設	5港湾（重要港湾：1港、地方港湾：4港） 港湾施設 335施設	水域施設 外郭施設 係留施設 臨港交通施設	49施設 115施設 109施設 62施設	
	空港施設	空港 ヘリポート	1箇所 1箇所		
	都市公園施設	7公園	2,222施設		
農林漁業施設	農業水利施設	用水路 排水路 頭首工 用水機場 排水機場 ダム ため池	615km 299km 30箇所 109箇所 53箇所 3ダム 47箇所		
	農道施設	農道（舗装） 橋梁（橋長15m以上） トンネル	139km（舗装率100%） 30橋 6トンネル		
	治山施設	治山ダム 山腹工 防潮護岸工	5,490基 594箇所 7.5km		
	地すべり防止施設		農村振興局所管 13箇所	林野庁所管 4箇所	計 17箇所
	海岸保全施設		農村振興局所管 19海岸	水産庁所管 6海岸	計 25海岸
		護岸・堤防 突堤 離岸堤（人工リーフ含）	8.2km 1.0km 1.9km	10.7km 2.2km 2.0km	18.9km 3.2km 3.9km
	漁港施設	7漁港（第4種：1港、第3種：1港、第2種：5港） 漁港施設 448施設	外域施設 係留施設 水域施設 輸送施設	188施設 159施設 39施設 62施設	

区分		施設の状況	
公営企業施設		交通安全施設	信号機 1,913基 道路標識 72,338基 信号柱 7,890本 信号灯器 16,753灯 パーキングメーター、道路標示、交通管制機器 等
		工業用水道事業施設	浄水場 2箇所 ポンプ場等 4箇所 管路施設 48,586m
		水道用水供給事業施設	浄水場 2箇所 ポンプ場等 15箇所 管路施設 100,380m
		臨海下水道事業施設	処理場 1箇所 ポンプ場等 2箇所 管路施設 34,025m
		臨海工業用地等造成事業施設	公園施設 119施設

出典：各施設管理台帳（H27.3.31現在）他

老朽化の状況

区分	施設名	施設数	建設後50年以上経過する施設の割合（※1）				
			平成27年3月末現在	10年後	20年後		
土木施設	道路施設	橋 梁（橋長2m以上）	2,332橋	32%	56%	71%	
		ト ン ネ ル	136トンネル	10%	34%	51%	
		シ ェ ッ ド	139箇所	1%	2%	46%	
	河川施設	排 水 機 場	6箇所（8排水機場）	33%	67%	83%	
		河川管理施設	水 門	12施設	17%	42%	75%
			樋 門	16施設	0%	38%	88%
			閘 門	1施設	0%	0%	0%
	ダム施設	ダ ム	7ダム	14%	14%	29%	
	砂防関係施設	砂防施設（砂防堰堤）	2,145基	19%	37%	53%	
		地すべり防止施設	28箇所	4%	11%	18%	
		急傾斜地崩壊防止施設	456箇所	0%	0%	16%	
		雪崩防止施設	7箇所	0%	0%	0%	
	海岸保全施設	海岸堤防・護岸（水管理・国土保全局所管）	25海岸（18.3km）	23%	70%	76%	
		海岸堤防・護岸（港湾局所管）	5海岸（23.7km）	7%	33%	76%	
	下水道施設	処 理 場	1施設	0%	0%	100%	
ポ ン プ 場		6箇所	0%	0%	17%		
管 路 施 設		74,326m	0%	0%	36%		
港湾施設	港 湾	5港（335施設）	6%	22%	55%		
空港施設	空 港	2港	0%	50%	50%		
都市公園施設	都 市 公 園	7公園（2,222施設）	0%	0%	20%		

※1 建設年度不明の施設数を除いて算出

区分	施設名	施設数	建設後50年以上経過する施設の割合（※1）			
			平成27年3月末 現在	10年後	20年後	
農林漁業施設	農業水利施設	用水路	615 km	3%	18%	33%
		排水路	299 km	3%	38%	63%
		頭首工	30箇所	0%	10%	10%
		用水機場	109箇所	1%	5%	22%
		排水機場	53箇所	0%	30%	55%
		ダム	3ダム	0%	0%	33%
		ため池	47箇所	0%	0%	15%
	農道施設	橋梁（橋長15m以上）	30橋	0%	13%	37%
		トンネル	6トンネル	0%	17%	17%
	治山施設	治山ダム	5,490基	9%	27%	46%
		山腹工	594箇所	11%	29%	48%
		防潮護岸工	7.5 km	3%	26%	69%
	地すべり防止施設	地すべり防止施設（農村振興局所管）	13箇所	0%	23%	46%
		地すべり防止施設（林野庁所管）	4箇所	0%	0%	0%
	海岸保全施設	海岸堤防・護岸（農村振興局所管）	19海岸（8.2 km）	4%	65%	86%
		海岸堤防・護岸（水産庁所管）	6海岸（14.9 km）	19%	42%	61%
	漁港施設	漁港	7港（448施設）	10%	23%	50%
	交通安全施設	信号機（※2）	1,913基	17%	41%	49%
	公営企業施設	工業用水道事業施設	浄水場	2箇所	0%	0%
ポンプ場等			4箇所	0%	0%	50%
管路施設			48,586m	0%	0%	68%
水道用水供給事業施設		浄水場	2箇所	0%	0%	0%
		ポンプ場等	15箇所	0%	0%	0%
		管路施設	100,380m	0%	0%	0%
臨海下水道事業施設		処理場	1箇所	0%	0%	0%
		ポンプ場等	2箇所	0%	0%	0%
		管路施設	34,025m	0%	0%	0%

※1 建設年度不明の施設数を除いて算出

出典：各施設管理台帳（H27.3.31現在）他

※2 信号機は更新基準年（19年）を経過する施設の割合

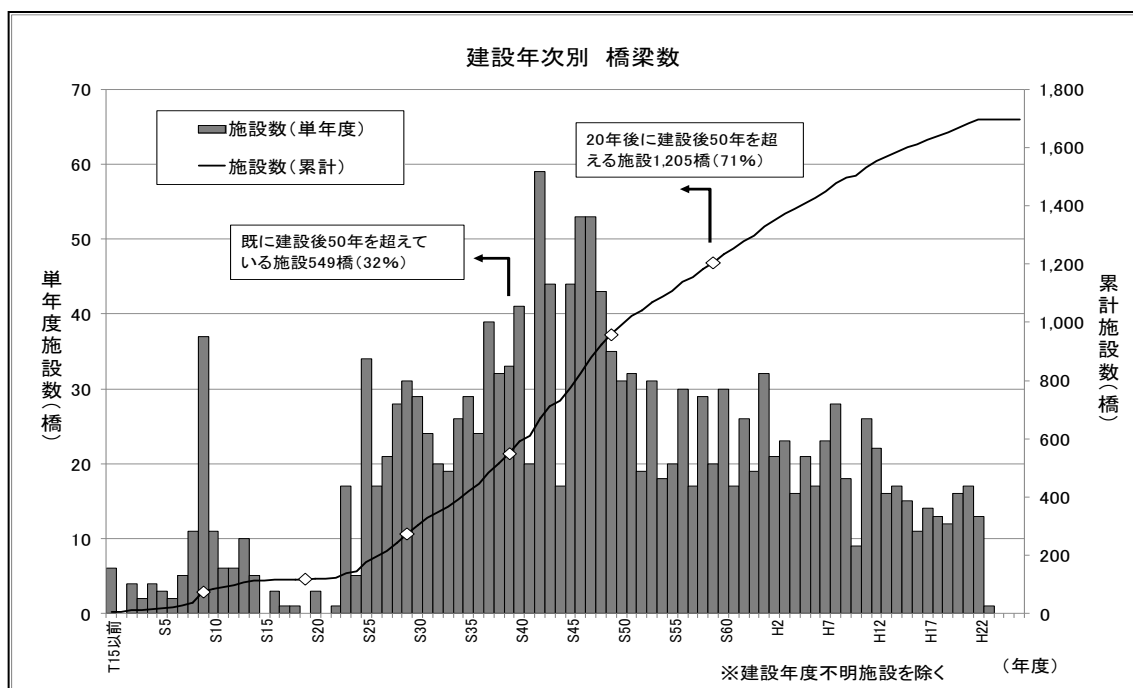
○ 土木施設、農林漁業施設

県では、道路施設や河川管理施設などの土木施設、農業水利施設や治山施設などの農林漁業施設を、大量に保有・管理しています。

現在、建設から50年以上経過している施設は、橋梁と河川排水機場が30%を超えているほかは、ほとんどの施設において20%に満たない状況ですが、20年後には、多くの施設において50%を超えることとなります。

急速な老朽化に伴い、補修や更新などの費用の増大が見込まれることから、計画的な補修等の実施と経費の平準化が必要です。

(参考) 建設年次別橋梁数の推移



○ 交通安全施設

県では、交通事故の抑止および円滑な道路交通の確保のため、信号機、道路標識などの大量の交通安全施設を保有・管理しています。

1,913基ある信号機について、更新基準(19年)を超過しているのは全体の17%ですが、現在の更新ペースで推移した場合には、20年後に、約49%の信号機が更新基準を超える見込みです。

信号機を含むすべての施設において、老朽化に伴う機能不全や倒壊・傾斜が発生しないよう、適切な管理と計画的な更新が必要です。

○ 公営企業施設

県では、良質な工業用水、水道用水を安定的に供給するため、工業用水道事業、水道用水供給事業等を実施しており、浄水場、処理場、ポンプ場、管路等の水道施設のほか、管理棟などの建物を保有・管理しています。

昭和50年代に給水を開始した工業用水道事業をはじめとして、各施設は、老朽化への対応が急務となっています。

また、浄水場、処理場、ポンプ場等に設置されている機械・電気設備(耐用年数:主として10~20年)の更新、水道施設の耐震化等も必要です。

2 本県人口の今後の見通し

本県の人口は、昭和 60 年以降 80 万人台で推移してきましたが、平成 11 年の 83.1 万人をピークに減少傾向となり、平成 24 年には 80 万人を割り込みました。

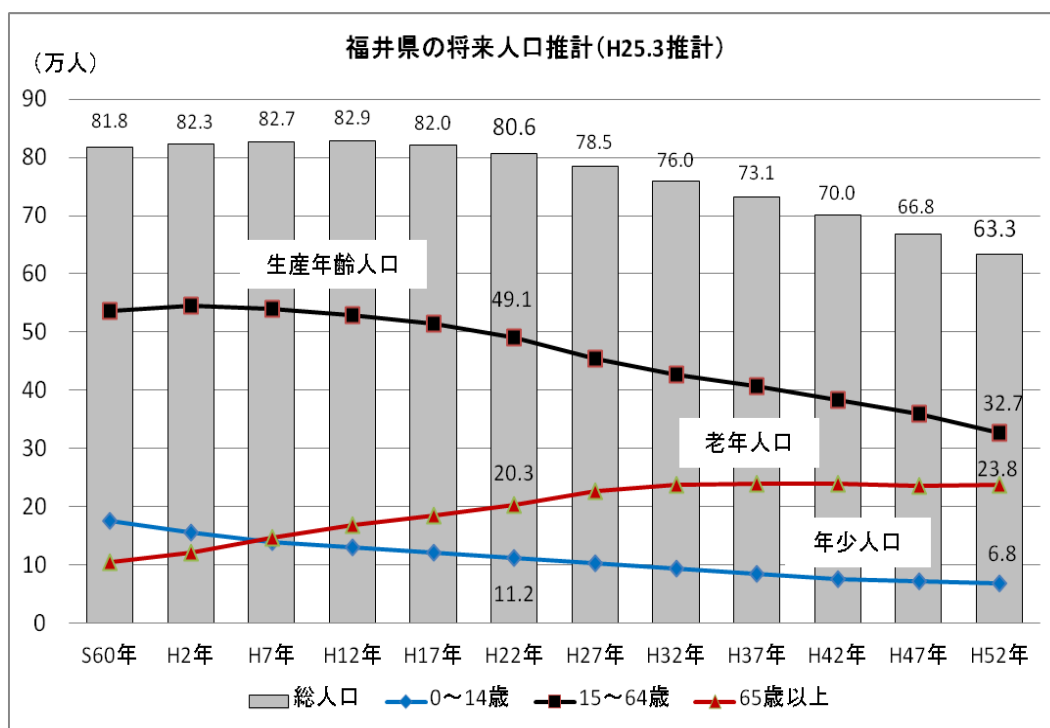
平成 25 年 3 月に、国立社会保障・人口問題研究所が発表した都道府県別将来推計人口によれば、平成 52 年の本県の人口は 63.3 万人と推計されており、平成 22 年の 80.6 万人と比較すると、今後 30 年間で 20%以上減少することになります。

平成 52 年の人口を年齢別にみると、平成 22 年に比べて、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少するものの、老年人口（65 歳以上）は増加するとされており、少子高齢化の更なる進行が予測されています。

こうした人口の減少や年齢別人口の変化は、利用者の減少や利用需要の変化など公共施設の利用に影響を及ぼすとともに、県税収入の減少や社会保障費の増大など、財政面への影響も大きくなると考えられます。

県では、結婚・子育て環境の整備や U・I ターン者の確保など、人口減少に歯止めをかけるための取組みを推進し、平成 52 年の人口を国の長期ビジョンに基づく約 68 万人に近づこうと努めることとしています。

今後、人口の減少や少子高齢化がもたらす変化に的確に対応し、県民への行政サービスの低下を招かないよう、公共施設等を適切に維持しながら、その機能を確保していくことが必要です。



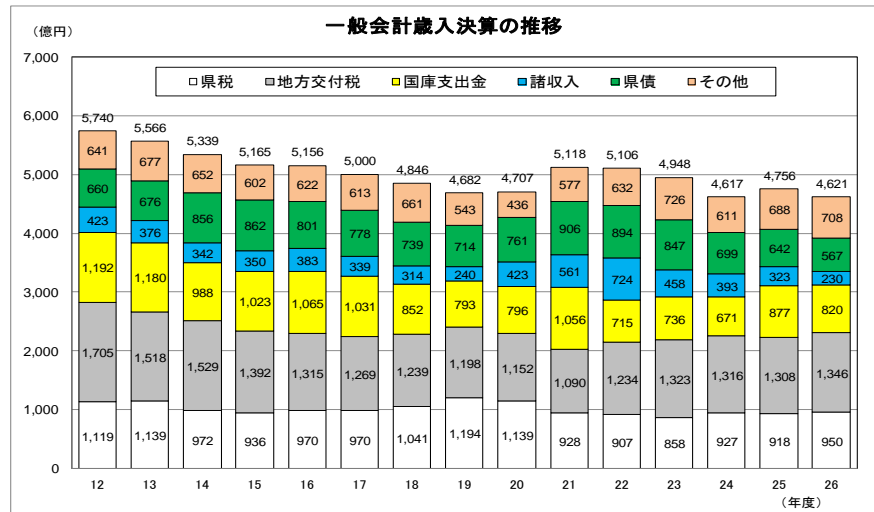
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（25年3月推計）」

3 本県の財政状況

(1) 歳入の状況

一般会計における歳入のうち、本県の自主財源である県税収入は、平成 21 年度以降、900 億円前後で推移しています。

今後、景気回復に伴い、法人業績や個人消費の回復による税収の増加が見込まれますが、将来的には、人口減少や少子高齢化を要因とした税収の落ち込みが想定され、公共施設の更新等、新たな財政負担は困難な状況が予想されます。

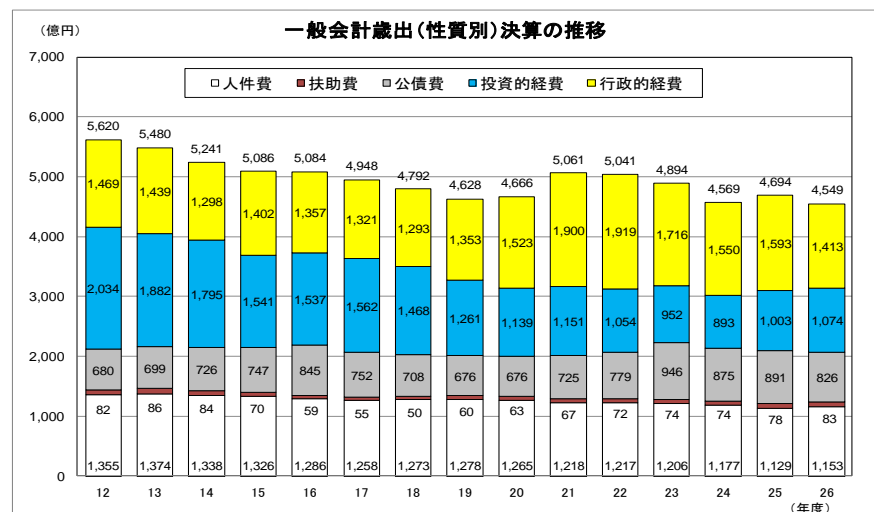


(出典：平成 26 年度歳入歳出決算資料)

(2) 歳出の状況

事務事業の見直しや組織の統廃合、アウトソーシング等を進めてきた結果、人件費は減少傾向となっており、投資的経費についても、国の経済対策に伴う公共事業の増加という要因を除けば、総じて減少傾向となっています。

しかし、今後は、北陸新幹線の建設費負担や国体開催に伴う施設整備のための投資が必要であり、また、将来的には、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大が見込まれ、厳しい財政状況が続くものと考えられます。



(出典：平成 26 年度歳入歳出決算資料)

なお、県の借金である県債の残高は、繰上償還の実施や新規発行抑制の結果、平成 23 年度以降減少しており、また、後年度に償還金相当額の全額が交付税措置される臨時財政対策債を除いた通常の県債の残高については、近年大きく減少しています。

今後も県債発行の抑制等を行い、後世に負担を残さないよう、適切な財政運営に努めていきます。

4 公共施設等の更新等経費の見通し

(1) 公共施設

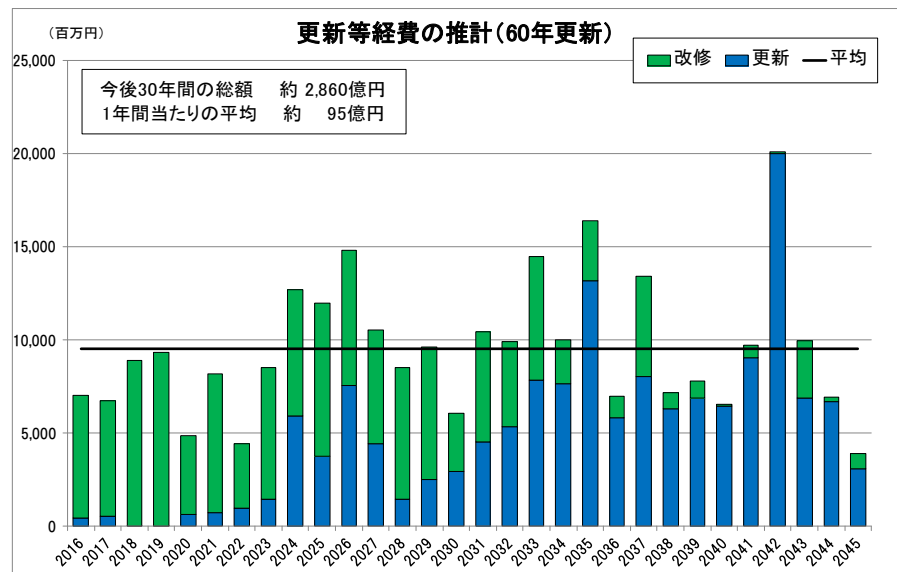
公共施設の機能を維持するためには、電気・水道などの光熱水費、ガス・重油などの燃料費、設備機器の保守点検や清掃などの委託料、建物・設備機器の不具合を是正するための修繕料等が必要であり、さらには、老朽化の進行に伴う大規模な改修や建替えのための費用が必要となります。

現在保有する公共施設の規模を維持したまま、建築後 30 年後に大規模改修、60 年後に同じ面積で建替えを行うという条件で、これらに要する経費を試算すると、今後 30 年間で約 2,860 億円、1 年間当たり平均約 95 億円の経費が必要になります。

一方、平成 23 年度から 27 年度（見込み）までの 5 年間で、施設の整備（修繕、改修）に実際に充当された金額は年平均約 60 億円であり、試算結果はこれを大きく上回る状況となっています。

試算結果は、一定の条件の下で機械的に計算されたもので、実際の所要額とは異なりますが、適切な財政運営を維持するためには、今後、経費削減に努めるなど、財政負担を抑制する必要があります。

このため、県全体で各施設の更新等の時期を調整して経費の平準化を図ることや、施設の集約化や規模縮小、転用、廃止などにより施設の量を縮減すること、施設を長く使用して建替えの時期を延伸するなどにより、将来的に必要な経費の削減を図っていくことが重要です。



【試算条件】※総務省が提供する更新経費等試算ソフトの仕様に基づく

- ①建替え、大規模改修について、現在と同じ延床面積で更新等を行うと仮定
- ②延床面積に更新単価を乗じて更新費用を試算（更新費用は事業費ベース）
- ③建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えると仮定
- ④建替えの単価は、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績等を基に設定された単価（用途により 28~40 万円/㎡）
大規模改修の単価は、建替えの約 6 割で設定
- ⑤県営住宅、都市公園施設、病院、100 ㎡未満の小規模な建物、倉庫・車庫等の附属建物、廃止予定施設を除く約 115 万㎡を対象に試算

(2) インフラ施設

インフラ施設は、県民の生活を支える社会基盤であり、機能を確実に発揮し続けることが求められます。

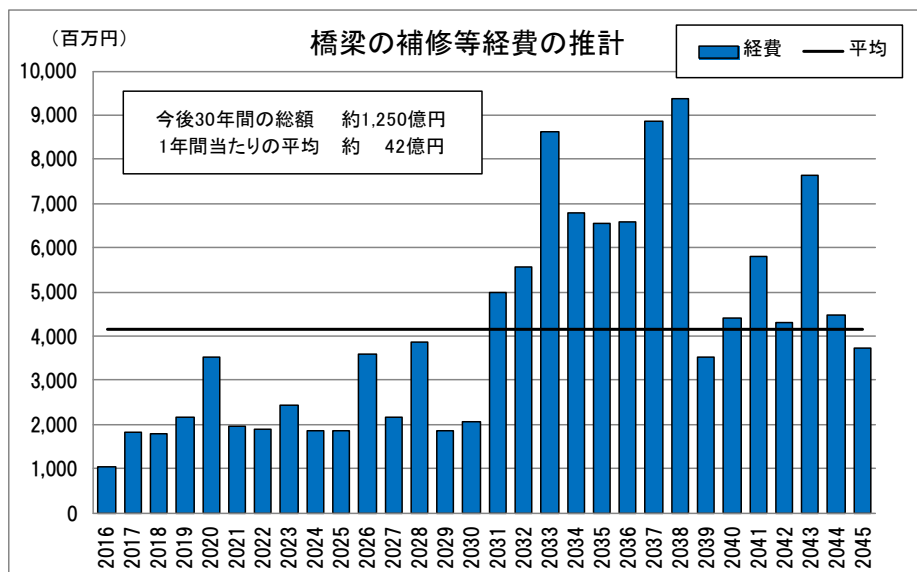
現在、橋梁などの道路施設や、排水機場などの河川管理施設、農業水利施設、治山施設、水道施設など多岐にわたる施設を大量に保有していますが、今後の修繕・更新等に必要となる経費見通しを策定している施設は現時点では少なく、インフラ施設全体での必要額は明らかになっていません。

既に長寿命化計画を策定し、経費見通しを検討した橋梁においては、今後30年間で必要とされる経費は約1,250億円、1年間当たり平均約42億円と試算しています。

一方、平成23年度から27年度（見込み）までの5年間で、橋梁の整備（修繕・改修）に実際に充当された金額は年平均約20億円であり、試算結果を大きく下回っています。

このため、より効率的な工事の実施に努めるとともに、新技術の活用などにより、一層の経費削減を進めることが必要です。

今後、施設ごとに、長寿命化計画の策定や見直しを行います。これに基づき、計画的な更新等を実施していくとともに、経費見通しについても精査・検討を行います。



【試算条件】※福井県橋梁長寿命化修繕計画を基に算定

①補修と大規模修繕を実施することで、2030年までに予防保全に移行

②橋梁の寿命は、鋼橋60年、コンクリート橋75年と設定

③補修費用については、各橋梁の供用後経過年数と点検結果による健全度により、劣化予測モデルを策定

補修：5,000～200,000円/㎡ 大規模補修：600,000円/㎡

Ⅲ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

「Ⅱ 公共施設等の現状および今後の見通し」で述べたとおり、本県が保有する公共施設等は、今後、更新等の検討対象となる施設が大量に発生し、これに対応するためには、多大な経費が必要となります。

また、人口減少やこれとともに進行する少子高齢化は、公共施設等の利用ニーズに大きな変化をもたらし、県税収入の減少や低利用施設の発生を招くことが予想されます。

これらは、本県の財政運営に大きな影響を及ぼす要因となることが明らかであり、将来にわたり適切な行政サービスを提供していくためには、公共施設等の維持・更新等に係る財政負担を軽減していくことが必要です。

公共施設については、現時点では適正な規模が確保されているとしても、今後厳しい財政状況が見込まれる中で、現在と同規模の施設を維持し続けることは困難です。

また、将来、人口が減少すると推測されている状況からも、現在と同規模の施設を保有し続ける必要性は低下していくものと考えられます。

限られた財源の中で、行政サービスの水準を落とさず提供し続けるためには、保有し続ける必要のある施設を見極め、これらについて、長く、大切に、効率的に使用し、修繕や建替え等の経費の集中を抑制しながら、財政負担を軽減していくことが求められます。

一方、インフラ施設は、地域経済の活性化や地域住民の生活の向上に大きく寄与するとともに、頻発する自然災害から県民の生命・財産を守るという重大な役割を担っています。

今後予想される厳しい財政状況においても、こうした役割を継続して発揮するためには、保有する施設の長期使用を可能とする効果的な維持管理と計画的な更新が必要です。

なお、財政負担の軽減にあたっては、民間の資金や技術・ノウハウの活用についても検討していく必要があります。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

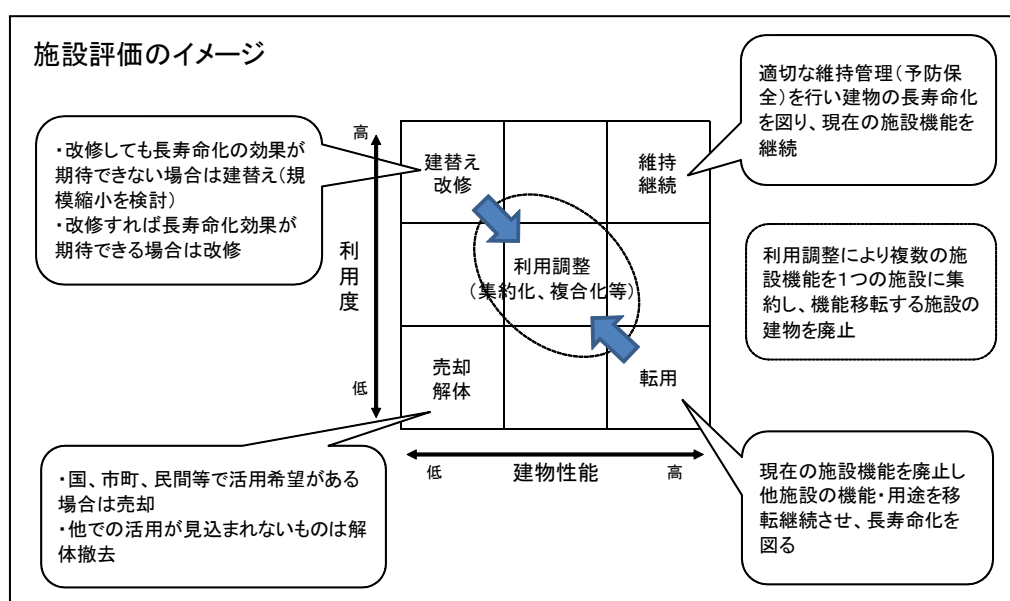
(1) 公共施設

① 全体的な考え方

(方針1) 施設保有量の適正化と有効活用

(i) 施設評価に基づく必要性の検証

施設ごとに、建物性能や利用度などの実態を把握し、客観的な基準により評価を行い、施設機能の存廃、建物の継続利用、更新時等における規模縮小、他施設への集約（統合、複合化）、機能廃止時の転用・売却等の可能性について検証し、保有量の最適化と既存ストックの有効活用を図ります。



(ii) 国、市町との利用調整による既存ストックの有効活用

現在、国や市町との間で、集約や交換等を通じた地域における公共施設の最適利用を進める「エリアマネジメント」に取り組んでいます。

それぞれが保有する施設の情報を共有しながら、利用の見込みがない施設の他団体への売却や貸付、更新時における他団体の施設の利活用など、相互に既存ストックの有効活用を進めていきます。

(方針2) 長寿命化対策の推進 ～80年使用を目標に～

従来は、老朽化の進行に対して特段の手段を講じないまま、建築後40～50年で建物を取り壊していましたが、今後は、建物の状態が良好な施設については、予防的な修繕等を実施して老朽化の進行を遅らせるとともに、用途の変更にも対応しながら、80年程度の使用を目標に適切な維持管理に努めます。

(i) 点検・診断の充実

《日常点検の充実》

日常的な点検は、施設の不具合を早期に発見し、良好な状態を保つために必要であり、長寿命化を図っていく上では、各施設に応じた点検手法の確立およびこれに基づく点検の実施を充実させていく必要があります。

このため、標準的な点検マニュアルを作成し、これに基づいて日々の点検を行い、異常・不具合の早期発見につなげます。

《定期点検の確実な実施》

一定の用途・規模を満たす施設については、建築基準法第12条第2項および第4項の規定に基づき、建築物については3年以内ごと、建築設備等については1年以内ごとに定期点検を行い、正常な状態の保持に努めており、引き続き、確実な点検実施による不具合の早期発見、是正に努めます。

《詳細診断の実施》

施設の長寿命化を効果的に進めるためには、通常の点検では把握困難な躯体の劣化状況等を確認し、構造上、長寿命化対策の効果が期待できる建物か否かを判断することも必要です。

このため、劣化状況を把握するための詳細な診断・調査の実施について検討します。

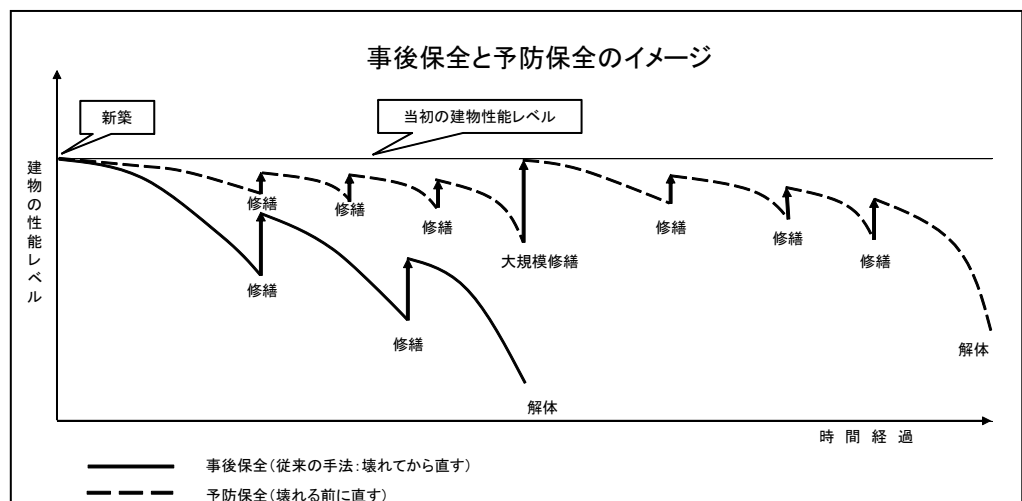
(ii) 適切な修繕・更新等の実施

《事後保全から予防保全への転換》

公共施設の修繕は、これまで、故障や損傷などの不具合が発生してから直すといった事後的な対応が主であったことから、予期せぬ財政負担の発生や施設の一時利用停止などのサービス低下を招く恐れがありました。

今後は、不具合が発生する前に、予防的な修繕、計画的な更新等を行い、施設の長期的かつ継続的な機能の発揮に努め、トータルコストの縮減、経費の平準化を図ります。

なお、構造的に長期使用できない施設、利用需要が少なく施設機能を廃止しても影響がない施設、小規模で予防保全の効果が期待できない施設等については、最低限必要な事後的な対応にとどめ、経費の抑制を図ります。



《長期保全計画の策定》

長期間にわたり施設を良好な状態に保つためには、将来的に必要となる修繕や更新を予め把握し、適時適切に修繕等を実施し、建物の性能低下を抑制することが必要です。

このため、各施設（建物）の部材、機器ごとの修繕（更新）年、各年の概算経費を明らかにした長期保全計画を策定し、修繕（更新）を予防的・計画的に行い、また、時期的に近接する修繕等を同時期に実施するなど効率性も考慮しながら、施設機能の継続発揮を目指します。

なお、施設を新たに整備する際には、設計の段階から建物・設備に関して長寿命化の考え方を取り入れ、供用開始後の管理においても、既存施設と同様、保全計画に基づく予防的な修繕を実施します。

（方針３）維持管理費の最適化

これまで、省エネルギー設備機器の導入、冷暖房の基準温度の設定等により、エネルギー使用量の削減を図り、清掃・警備等の業務委託に関しては、一般競争入札による価格競争や一括発注などを行い、維持管理費の節減に努めてきました。

今後、これらの経費支出が適正であるか判断するため、他の類似施設との比較（ベンチマーキング）を行い、異常値の発見、原因究明、改善により、経費の最適化を図ります。

（方針４）安全の確保

公共施設を適切に管理し、利用者等の安全を確保することは、施設を管理する者の重大な責務であり、安全上問題となる不具合が発生・発見された場合には、施設の利用停止や利用者への注意喚起を行うとともに、早期に不具合の解消を図ります。

また、県では、福井県建築物耐震改修促進計画を策定し、大規模地震による被害の軽減、施設利用者の安全確保のため、住宅および特定建築物の耐震化を進めています。

県有建築物については、概ね耐震化が図られていますが、一部の施設について耐震性が不十分なものもあることから、引き続き、計画的に耐震改修等を進めていきます。

なお、施設機能の廃止等により建物を除却することとなった場合には、倒壊による事故防止や防犯上の観点から、速やかな対応に努めます。

② 施設類型ごとの考え方

公共施設については、施設の種類、用途、対象者等により、管理に関する考え方、方法が異なる場合もあり、「庁舎等」、「県立学校（高等学校、特別支援学校）」、「警察施設（警察署、交番、運転免許センター等）」、「県営住宅」、「公舎・職員住宅」、「病院」に区分し、それぞれについて主な考え方を次に示します。

庁舎等

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 必要性、規模等について評価・検証を行い、保有量の適正化を目指します。
- 県有施設のみでなく、国や市町が保有する施設との相互利用についても検討するなど、既存ストックの有効活用を図ります。

2) 長寿命化対策の推進

- 長寿命化を図り、建替え時期の延伸、経費の平準化を行います。
- 建物性能が良好な施設については、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新等を行い、80年程度の使用を目指します。
- 長期保全計画を策定し、適時適切な修繕等を実施します。
- 施設を新たに整備する際には、80年以上の使用が可能となるよう、設計段階から長寿命化を意識した仕様とし、供用後においても適切な点検と計画的な修繕等を実施し、トータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

3) 維持管理費の最適化

- 類似施設間でエネルギー使用量等について比較を行うなど、適正な維持管理費の執行に努めます。

4) 安全の確保

- 老朽化により安全性に問題がある施設は、利用停止などの措置を講じます。
- 耐震性が確保されていない施設は、耐震改修または建替え、除却を検討します。
- 供用を廃止し、利活用の予定がない施設は、速やかに除却等を行い、倒壊による事故や防犯上の危険を未然に防ぎます。

県立学校

国（文部科学省）が平成 27 年 4 月に策定した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」等に基づき、学校施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策と適正規模・適正配置のための施設整備に取り組みます。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 少子高齢化の進展による生徒数の減少を的確に把握し、高等学校の規模と配置の最適化を図ります。
- 空き教室、空き教棟の発生、統廃合に伴う廃校の際には、他の用途への転用等、学校施設の有効活用について検討します。

2) 長寿命化対策の推進

- 長寿命化を図り、建替え時期の延伸、経費の平準化を行います。
- 建物性能が良好なものについては、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新などにより、80 年程度の使用を目指します。
- 長期保全計画を策定し、適時適切な修繕等を実施します。
- 長期使用が可能な建物については、機能向上とあわせてリフレッシュ工事を実施し、教育環境の向上に努めます。
- 新たな整備の際には、80 年以上の使用が可能となるよう、設計段階から長寿命化を意識した仕様とし、供用後においても適切な点検と計画的な修繕等を実施し、トータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

3) 維持管理費の最適化

- リフレッシュ工事の際には、断熱性能の向上や高効率照明・空調の導入など、省エネルギー化を意識した改修を行い、維持管理費の縮減に努めます。

4) 安全の確保

- 未利用、廃校等により、他用途への転用も含め、今後の活用が見込めない建物については、安全上、防犯上の観点から、速やかに除却を行います。

警察施設

長寿命化による既存ストックの有効活用を図る一方、機能面に問題がある施設については、建替えや耐震補強等を十分検討したうえで、優先順位の高いものから計画的に整備し、警察機能の継続発揮に努めます。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 警察機能の強化に資するため、狭隘で機能性に欠ける施設の規模の適正化を目指します。

2) 長寿命化対策の推進

- 長寿命化を図り、建替え時期の延伸、経費の平準化を行います。
- 建物性能が良好な施設については、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新等を行い、80年程度の使用を目指します。
- 長期保全計画を策定し、適時適切な修繕等を実施します。
- 施設を新たに整備する際には、80年以上の使用が可能となるよう、設計段階から長寿命化を意識した仕様とし、供用後においても適切な点検と計画的な修繕等を実施し、トータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

3) 維持管理費の最適化

- 同種の施設間でエネルギー使用量等について比較を行うなど、適正な維持管理費の執行に努めます。

4) 安全の確保

- 耐震性が確保されていない施設は、早期の建替え、耐震補強等を検討します。

県営住宅

平成22年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住まいを確保していくため、計画的に、長寿命化型改善（外壁改修、屋上防水、給排水設備改修等）を実施しています。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 建物の健全度、入居の実態等を踏まえ、存廃等について検討を行い、必要戸数の適正化を図ります。

2) 長寿命化対策の推進

- 建物性能が良好なものについては、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施等により、80年程度の使用を目指します。
- 計画期間を平成23年度からの10年間（～平成32年度）としている現在の長寿命化計画を平成28年度に見直し、長寿命化への取組みを強化します。

3) 維持管理費の最適化

- 指定管理者制度を適切に運用し、引き続き、施設管理への民間活力の活用を図ります。

4) 安全の確保

- 老朽化により安全性および居住環境に問題がある建物は、入居停止などの措置を講じ、廃止、改修等、今後の対応を速やかに決定します。
- 耐震性が確保されていない建物は、耐震改修の実施または除却を検討します
- 供用を廃止した施設は速やかに除却等を行い、倒壊や防犯上の危険を防ぎます。

公舎・職員住宅

住宅・通勤事情が大幅に改善された今日においても、自宅からの通勤が困難な者は少なくはなく、公舎・職員住宅（以下「公舎」という。）を保有する意義はあると考えますが、一部において空き室が発生していることから、現在の戸数を確保し続ける必要はなく、公舎の適正な規模と配置を検討する必要があります。

なお、警察本部所管の公舎は、原則として、職員の居住地を勤務する警察署管内に制限しており、既存公舎の改修のほか、民間施設の借上げなども検討し、必要戸数の確保に努めます。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 建物の健全度、入居の実態等を踏まえ、公舎の存廃等について検討を行い、必要戸数の適正化を図ります。
- 公舎を管理する部局にとらわれない共同利用を継続して実施するとともに、職員以外の者への貸付等、空き部屋の有効活用を図ります。

2) 長寿命化対策の推進

- 建物性能が良好なものについては、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新などにより、80年程度の使用を目指します。
- 長期保全計画を策定し、適時、適切な修繕等を実施します。

3) 維持管理費の最適化

- 大規模改修を実施する際には、エネルギー使用量の削減につながる設備、機器の導入について検討します。

4) 安全の確保

- 老朽化により安全性および居住環境に問題がある建物は、入居停止などの措置を講じ、廃止、改修等、今後の対応を速やかに決定します。
- 耐震性が確保されていない建物は、耐震改修の実施または除却を検討します
- 供用を廃止した施設は速やかに除却等を行い、倒壊や防犯上の危険を防ぎます。

病院

現在、定期的な巡回を行い、施設・設備の状況把握や劣化進行等を確認するとともに、専門業者による保守点検、建築基準法で定める定期点検等を実施し、病院機能や建物の健全度の維持確保に努めています。

これらの取組みを継続し、その結果を今後の維持管理に活用するとともに、機能の一時停止に陥ることのないよう、設備等の計画的な更新に努めます。

県立病院に附属する立体駐車場は、PFI（公共施設の維持管理、運営を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法）による運営であり、PFI運営者が長期修繕計画を立案し、これを適時見直し、実態に即した修繕・更新を実施します。

(2) インフラ施設

① 全体的な考え方

(方針) メンテナンスサイクルの確立

老朽化に起因する災害・事故を未然に防止し、必要とされる機能を確実に発揮し続けるためには、点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築することが重要であり、各施設の長寿命化計画の策定を早期に進めます。

継続的かつ定期的な点検・診断、これに基づく計画的かつ効果的な修繕・更新等を実施し、これらの履歴を次回の点検等に活用することにより、適正な管理を行います。

(i) 施設ごとの長寿命化計画の策定推進

インフラ施設については、既に、一部の施設において長寿命化計画を策定しており、これに基づく定期的な点検・診断や計画的な修繕・更新等を実施し、長期にわたる施設機能の継続発揮、既存ストックの有効活用およびトータルコストの縮減に努めています。

長寿命化計画を策定していない施設については、速やかに計画を策定し、策定済の施設についても、点検や修繕等の履歴、新たな技術的知見などを反映させ、より実効性のある計画への見直しを進めます。

インフラ施設に関する長寿命化計画策定状況（平成27年3月末現在）

対象		施設数	計画名称	策定年度	計画内容	
土木施設	道路	橋梁 2,332橋 (橋長2m以上)	福井県橋梁長寿命化 修繕計画	H23	橋梁の重要度を評価し、橋梁ごとに 対策の優先順位を設定 優先度が高い橋梁から計画的に補修 対策を実施し、大規模な補修や架替え の集中を防止	
	河川	排水機場 6箇所 (8排水機場)	福井県河川管理施設 長寿命化計画	H22	設備の点検・整備等の予防保全を適 切に行い、長寿命化(耐用年数40年→ 60年)を図ることによって、事業費の 大規模化・高コスト化を回避し、ト ータルコストを縮減	
	下水道	ポンプ場	6箇所	九頭竜川流域下水道 長寿命化計画 (ポンプ場施設、九頭竜川 浄化センター)	H23	事故等の未然防止、ライフサイク ルコストの縮減を目的に、下水道施設 の健全度に関する点検・調査を行い、 「長寿命化計画」を策定し、予防保 全的管理を行うとともに、計画的な改築 更新を実施
		処理場	1箇所			
		マンホール ポンプ施設	10箇所			
		流量計測 施設	34箇所			
	港湾	港湾施設	148施設	福井県港湾施設 維持管理計画書	H20～26	係留施設、防波堤、臨港道路につい て、劣化により損傷が進行しやすいも のから順次、長寿命化計画を策定 点検結果による損傷の度合い、施設 の重要度等を考慮し、優先順位をつ けて計画的な修繕を実施
	空港	空港	1空港	福井県空港施設 維持管理・更新計画書	H26	施設の長寿命化を図ることを目的と し、空港の特性等を踏まえた空港土 木施設の点検、経常維持、修繕、除雪 及び緊急対応の計画を定め、併せて、 長期的視点に立った更新計画を作成
		ヘリポート	1ヘリポート			
	公園	都市公園	6公園	福井県公園施設 長寿命化計画	H21～25	【遊具、休憩施設、園路等】 利用者の安全に直結する施設を優先 するなど重要度を評価し、日常点検等 で劣化や損傷を把握しながら老朽化が 著しいものから計画的に補修または更 新を実施 【体育館等建築物】 予防保全を適切に行い、長寿命化対 策を実施

対象		施設数	計画名称	策定年度	計画内容	
農林 漁業 施設	農業水利 施設	用排水路	321 k m	福井県基幹的農業水利施設 機能保全計画	H17～18 H24～26	基幹的農業水利施設の機能診断調 査・健全度評価を踏まえ、施設ごとの 機能保全計画を策定 予防保全的管理と計画的な補修等 を実施し、トータルコストの縮減や経費 の平準化を図る
		頭首工	13箇所		H19、H25	
		用排水機場	99箇所		H19、H25	
	漁港	漁港施設	448施設	福井県漁港施設 機能保全計画	H21～22	漁港施設（外郭施設、係留施設、水 域施設等）の機能診断調査・健全度調 査を踏まえ、施設ごとの機能保全計画 を策定 予防保全的管理と計画的な補修等 を実施し、トータルコストの縮減や経費 の平準化を図る

(ii) 継続的、定期的な点検・診断の実施

施設を健全な状態で長く利用するためには、日常的な巡視・パトロールのほか、数年ごとの定期的な点検・診断を着実に実施し、施設の状態を常に把握することが必要です。

損傷や劣化の有無など施設の状態を把握することは、重大な事故や災害の発生を未然に防止することにつながります。

引き続き、国の基準やマニュアル等に基づく的確な点検・診断を実施し、施設の適正な管理と施設利用における安全の確保に努めます。

(iii) 適切な修繕・更新等の実施

修繕・更新等の実施にあたっては、これまでの点検・診断結果や施設の重要度等から優先順位を設定し、経費の平準化にも配慮しながら、優先度の高いものから順に対策を講じるなど、効率的かつ効果的な実施に努めます。

(iv) 事後保全から予防保全への移行

厳しい財政状況下にあっても、長寿命化計画に基づき、適正な管理を実施し、施設の機能や安全が確保できる水準を持続していくことが重要です。

このため、施設の特성에応じて、事後保全から予防保全に移行し、中長期のトータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

(v) 新技術の活用

国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）登録の技術のほか、福井県建設技術研究センターや県内企業等が開発した技術を積極的に活用して、高度化、省力化、コスト縮減等を目指します。

(VI) 情報基盤の整備と活用

各施設の計画、構造諸元や点検・診断、修繕・更新等の履歴等について、法令等に基づき、台帳として整備・保管してきましたが、これらの情報が不十分なものもあるため、適切な台帳整備に努めます。

併せて、効率的かつ効果的な施設管理が行えるよう電子化を推進します。

(Ⅶ) 体制の構築

国、県、市町が連携し、各施設管理者の技術力向上のための各種講習会を計画的に開催するとともに、市町支援について充実を図ります。

また、県民の安全・安心を確保するためには、地域の守り手である建設産業の健全な発展を促すことも必要であり、入札制度改革等を通じて地域に根差した優良な業者を育成します。

② 施設類型ごとの考え方

○ 土木施設

施設ごとに、点検結果を反映した長寿命化計画等の策定、見直しを行い、計画的な修繕・更新等をはじめとする効率的・効果的な施設管理により、トータルコストの縮減、経費の平準化を図ります。

道路施設

【橋 梁】

平成 23 年度に策定した「福井県橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の健全度や対外的な影響等を考慮して重要度を評価し、供用廃止を行わないことを前提に、優先度が高い橋梁から計画的な修繕対策を実施します。

また、日常点検のほか「道路橋定期点検要領」に基づく 5 年に 1 回の定期点検（平成 26 年度から義務化）を実施し、点検結果を長寿命化修繕計画に反映させます。

【トンネル】

日常点検により、トンネル本体工の変状および附属物の破損状況を早期に把握し、施設を常時良好な状態に保つために必要な情報を収集します。

また、「道路トンネル定期点検要領」に基づき 5 年に 1 回の定期点検（平成 26 年度から義務化）を順次実施します。

この点検結果に基づき、トンネルの健全度や対外的な影響等を考慮して重要度を評価する「トンネル長寿命化修繕計画」を策定します。

【シェッド】

日常点検により、破損状況を早期に把握し、施設を常時良好な状態に保つために必要な情報を収集します。

また、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」に基づき 5 年に 1 回の定期点検（平成 26 年度から義務化）を順次実施します。

この点検結果に基づき、シェッドの健全度や対外的な影響等を考慮して重要度を評価する「シェッド長寿命化修繕計画」を策定します。

【舗装ほか】

舗装については、日常点検等により、適時必要な修繕を実施し、適切な維持管理を進めます。

また、「福井県舗装補修ガイドライン」を策定し、計画的な補修を行うなど、より効果的・効率的な維持管理に努め、トータルコストの縮減と経費の平準化を図ります。

その他の道路施設においても、日常点検等により破損状況を早期に発見し、施設を常時良好な状態に保つために必要な情報を得るとともに、施設の健全度や対外的な影響等を考慮して計画的な補修を行います。

河川施設

排水機場については、平成 22 年度に策定した「排水機場長寿命化計画」に基づき、計画的な長寿命化対策を実施します。

他の河川管理施設については、日常点検のほか、詳細な調査を実施し、施設の健全度等、長寿命化に必要な情報の収集および評価を行い、その結果に基づき、「河川管理施設長寿命化計画」を策定し、予防保全型維持管理を含めた適切かつ戦略的な修繕・更新に取り組みます。

ダム施設

ダムの適正な管理のため、日常点検のほか、詳細な調査を実施し、施設の健全度等の評価を行います。

これらの結果に基づき、長寿命化計画を策定し、予防保全的な維持管理と効率的な修繕・更新に取り組みます。

砂防関係施設

平成 25 年度および 26 年度に砂防関係施設の緊急点検を実施し、さらに、「砂防関係施設点検要領」に基づく定期（詳細）点検を平成 27 年度から順次実施し、施設の健全度、重要度等を整理します。

これらの結果に基づき、国の「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン」等に沿って、長寿命化計画を策定し、維持、修繕、更新の対策を的確に実施します。

海岸保全施設

[水管理・国土保全局所管]

日常点検を実施するとともに、平成 23 年度から 25 年度に実施した全海岸保全施設の点検結果による健全度評価を基に、国の「海岸保全施設維持管理マニュアル」等に沿って長寿命化計画を策定し、適切な維持管理に取り組みます。

[港湾局所管]

日常点検を実施するとともに、「海岸保全施設維持管理マニュアル」および点検・診断結果に基づき、平成 27 年度に長寿命化計画の策定に着手しており、この計画に基づき、施設の適切な維持管理に取り組みます。

下水道施設

平成 23 年度に策定した処理場・ポンプ場の「長寿命化計画」等を基に、予防保全的な管理を行うとともに、計画的な修繕・更新を進め、事故の未然防止とライフサイクルコストの低減を図ります。

また、国の「下水道維持管理指針」に基づき、点検・調査等の適切な維持管理を行い、点検結果等を「長寿命化計画」に反映させます。

港湾施設

岸壁、物揚場等の係留施設、防波堤、橋梁、トンネル等の重要な施設について、平成 26 年度までに「維持管理計画書」を策定しており、この計画書に基づく点検・診断を実施し、適切な維持管理を行うとともに修繕費用の平準化を図ります。

上記以外の施設については、国が定めた「港湾の施設の点検診断ガイドライン」および「港湾の施設の維持管理計画書策定ガイドライン」に基づき、順次、点検・診断および維持管理計画書の策定を行い、適切な維持管理を進めます。

空港施設

「福井空港」および「若狭ヘリポート」については、平成 26 年度に「維持管理・更新計画書」を策定しており、この計画書に基づく点検・診断を実施し、適切な維持管理を進めるとともに修繕費用の平準化を図ります。

都市公園施設

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく年 1 回以上の定期点検のほか、同指針、「プールの安全標準指針」および「公園施設の安全点検に係る指針」等を適用した日常的な点検・診断等の取組みを継続します。

また、公園関係者を対象とする遊具点検の講習会を毎年開催するなど、適切な活用に向けた周知等を行い、適切な管理と安全確保に努めます。

修繕・更新については、国の「公園施設長寿命化計画策定指針」や点検・診断の結果に基づき策定した「長寿命化計画」による取組みを継続します。

【土木施設】

		(26年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度～	
道路施設	橋梁	定期点検・長寿命化計画(H23策定)の見直し						
		計画に基づく修繕						
	トンネル	定期点検・長寿命化計画策定						
		計画に基づく修繕						
シェッド	定期点検・長寿命化計画策定							
	舗装ほか	ガイドライン等に基づく計画的な修繕						
河川施設	排水機場	長寿命化計画(H22策定)に基づく修繕・更新						
	水門・樋門 閘門	長寿命化計画策定						
		計画に基づく修繕・更新						
ダム施設		長寿命化計画策定						
		計画に基づく修繕・更新						
砂防関係施設		緊急点検結果とりまとめ						
		長寿命化計画策定						
		計画に基づく修繕						
海岸保全施設		長寿命化計画策定						
		計画に基づく修繕						
下水道施設	処理場 ポンプ場	長寿命化計画(H23策定)に基づく修繕・更新						
	管路施設	長寿命化計画策定						
		計画に基づく修繕・更新						
	土木施設	長寿命化計画策定						
		計画に基づく修繕・更新						
港湾施設		重要な施設の維持管理計画策定						
		その他の施設の維持管理計画策定						
		計画に基づく修繕・更新						
空港施設		維持管理・更新計画策定						
		計画に基づく修繕						
都市公園施設		長寿命化計画(H21～25策定)に基づく修繕・更新						

○ 農林漁業施設

施設ごとに長寿命化計画（機能保全計画）の策定、見直しを行い、これに基づく日常点検や適時適切な補修、更新等を実施し、トータルコストの縮減や経費の平準化を図ります。

農業水利施設

平成 17 年度から、対象施設や事業の進め方を示した「福井県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」により長寿命化対策を実施しており、引き続き、国（農村振興局）が示す「インフラ長寿命化計画（行動計画）」および「農業水利施設の機能保全の手引き」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、平成 30 年度までに、すべての施設について機能保全計画を策定します。

また、施設の評価結果に基づき、定期的に施設の再点検・再診断による機能保全計画の見直しを行い、施設管理者（土地改良区等）と調整の上、点検や補修・修繕等を実施していきます。

農道施設

国（農村振興局）が示す「インフラ長寿命化計画」および「農道保全対策の手引き（案）」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、平成 30 年度までに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、機能保全計画を策定します。

なお、点検や補修等については、施設管理者（市町）と調整の上、実施していきます。

治山関係施設

国（林野庁）が示す「インフラ長寿命化計画」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、平成 30 年度までに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、機能保全計画を策定します。

地すべり防止施設

国（林野庁・農村振興局）が示す「インフラ長寿命化計画」および「地すべり防止施設の機能保全の手引き」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、平成 30 年度までに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、機能保全計画を策定します。

海岸保全施設

国（水産庁・農村振興局）が示す「インフラ長寿命化計画」および「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、平成30年度までに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、機能保全計画を策定します。

漁港施設

県が管理する7漁港の主要施設については、平成21年度から22年度に、国（水産庁）の「機能保全計画策定の手引き」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、機能保全計画を策定しています。

今後、自然環境等の変化に合わせ、適宜、施設の再点検・再診断による機能保全計画の見直しを行います。

【農林漁業施設】

		(26年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度～
農業水利施設	用・排水路 頭首工 用・排水機場	機能保全計画(H17～26策定)見直し、策定			→		
		計画に基づく補修、更新			→		
	ダム ため池	機能保全計画策定			→		
		計画に基づく補修、更新			→		
農道施設		機能保全計画策定			→		
		計画に基づく補修、更新			→		
治山関係施設	施設点検	→					
		機能保全計画策定			→		
		計画に基づく補修、更新			→		
地すべり防止施設		機能保全計画策定			→		
		計画に基づく補修、更新			→		
海岸保全施設		機能保全計画策定			→		
		計画に基づく補修、更新			→		
漁港施設		機能保全計画(H21～22策定)に基づく補修、更新			→		

○ 交通安全施設

交通状況に応じて、必要な場所に、信号機等を設置して、安全かつ円滑な道路交通に寄与してきた一方で、管理する施設は増加の一途をたどっており、新しい設置基準に照らし合わせた信号機の設置・見直し、標識や信号灯器の他管理支柱への添架により、施設の増加抑制に取り組んでいます。

今後も、交通状況の変化により需要が低下した信号機を見直すなど、施設数の増加抑止を推進します。

なお、信号柱や道路標識などは、そのストック数、設備の状況等についてデータ化されておらず、今後、更新や修繕等を計画的に実施するためには、データベースを構築していく必要があります。

ストック数のデータベース化、効果的な点検の定期的な実施により、施設の老朽化状況を的確に把握し、適正な施設管理を行います。

また、コンクリート柱等は、内部鉄筋の破断状況により耐久性が大きく左右されます。目視での判断は容易でなく、建替え時期の判断が難しい状況ですが、更新が必要な柱を選別し、更新本数を抑制するとともに、必要に応じて、強度や防錆効果を高める措置を講じるなど、長寿命化に向けた取組みを推進します。

○ 公営企業施設

水道施設

現在、運転マニュアル、保全管理マニュアル、維持管理指針等により、計画的に、施設・設備の状況把握や劣化進行等を確認し、運転状況、点検調査および故障対応等のデータを蓄積・保管しています。

また、施設・設備の状態や点検結果および稼働時間等を踏まえ、一定の機能や健全度が維持できるよう計画的に維持修繕を実施するとともに、老朽度および重要度・優先度（給水や処理への影響、復旧期間、二次被害等）等に応じて、計画的な更新を実施しています。

今後も、点検等による状況確認を確実に実施し、計画的な修繕・更新、施設の耐震化等を通して、施設機能の継続確保に努めるとともに、長寿命化計画の策定を進め、メンテナンスサイクルのさらなる充実とトータルコストの縮減、経費の平準化に努めます。

公園施設

テクノポート福井総合公園は、現在、指定管理者による管理が行われており、指定管理者において、施設・設備の状況把握や劣化進行等の確認を継続して行っていますが、県においても定期的なモニタリングを通じ、施設の状況を確認し、適切な管理と安全確保に努めています。

引き続き、点検調査、維持修繕を的確に実施するとともに、効率的・効果的な運用、予防保全的修繕・更新を実施し、経費の平準化に努めます。

IV 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

これまで、公共施設等の管理は、施設ごと、あるいは施設を所管する所属や部局ごとに行われてきたため、公共施設等に関する情報を全庁的に集約・共有する機会はあまりなく、管理に関する考え方も施設ごとに異なっていました。

今後、限られた財源の中で、更新等を着実に推進していくためには、公共施設等に関する情報を共有し、総合的かつ計画的な管理を行うことが必要です。

1 全庁的な推進体制の整備

本計画は、本県が保有するすべての公共施設等を対象としており、これらの今後の管理については、本計画が示す基本的な方針に基づき、各施設管理者に適切な管理の実施を促し、計画の実効性を確保していくことが必要です。

このため、知事部局、教育庁、警察本部が連携して、計画の進行管理や部局間の調整等を行う体制を整備し、計画の着実な推進を図ります。

また、施設の管理に関する研修を実施し、職員の施設管理能力のレベルアップを図り、適切な管理につなげていきます。

2 公共施設等に関する情報の一元化

現在、県では、一般財団法人建築保全センターが提供する「保全情報システム（BIMMS）」を活用して、公共施設（建物）の基本的な情報や光熱水費などのデータを管理しているほか、一部の施設について、試行的に長期保全計画を策定しています。

引き続き、BIMMSにより公共施設に関する基本情報、エネルギー使用量、工事履歴などのデータの管理、一元化を図り、各施設の長期保全計画の策定に活用するとともに、効率的・効果的な修繕の実施と予算の平準化、トータルコストの縮減に努めます。

また、インフラ施設については、これを総括する各部局において情報の一元化を図り、全庁的な推進体制の下、情報の共有を図ります。

なお、現在、新地方公会計制度の導入のため、固定資産台帳の整備に着手しているところであり、将来的には、固定資産台帳のデータを公共施設等のマネジメントに活用していくことを検討します。

3 個別施設計画の策定

本計画は、すべての施設を対象に、管理に関する基本的な方針を定めるものであり、個々の施設を適切に管理していくためには、基本的な方針の下、種類、用途等に応じた具体的な管理に関する計画を策定することが必要です。

このため、本計画策定後、5年以内を目途に、庁舎、学校、道路、河川等の施設類型ごとの管理に関する個別施設計画（長寿命化計画）を策定します。

